

平成30年度各施設・事業所事業計画

1 平成30年度の重点目標

施設	重点目標
さわらび園	<ol style="list-style-type: none"> 1 <児童発達支援事業>母子療育の内容や療育説明の充実を図っていく。また、訓練士等による巡回（昨年度年3回）や利用児の入所等での調整など、今年度も療育グループを含め地域療育センターとの連携を更に深めていく。職員については、ケース会議や園内研修の実施を増やし療育及びカウンセリングスキルの向上に努めていく。 2 <学齢児支援>放課後等デイサービス事業（平成29年9月廃止）で培った療育効果や様々な資源の活用を引き継ぎ、「放課後クラブ」として活動を継続する。中高生の活動では、土日を利用してウォーキングを中心とした戸外活動を行い、余暇の充実、体力促進、社会適応能力を養う。また、外部講師（音楽療法・ダンス）を招き、専門家の指導を受けることで、基礎を学ぶと共にコミュニケーション能力、表現力を向上させ、社会性を身につける。 3 <保育所等訪問支援事業>引き続き地域の保育園、幼稚園毎の機関への周知を図り、新規の訪問先を開拓していくと共に、実践を通して地域ニーズの掘り起こしを図っていく。 4 <障害児相談支援事業>各ライフステージにおいて適切な支援に繋がるよう、引き続き学齢期の児童を中心に地域の特定相談支援事業所への引き継ぎを進めていく。また、子育てに関して環境的にも直接的にも支援の必要な相談ケースが増えつつあるので、児童相談所等の関係機関と連携しながら支援を行っていく。
わらび福祉園	<ol style="list-style-type: none"> 1 個別支援計画の目標達成に向け、権判用語を意識し個々に寄り添った支援を実施する。 2 本人中心の地域生活に向け、地域行事へ積極的に参加し地域と交流できる仕組みづくりをしていく中で、施設等のフォーマルな支援と共に、地域でのインフォーマルな支援の確保を目指す。 3 生活介護事業利用者は、心身共に健康でイキイキとすごせるよう、利用者の年齢、障害等に応じた柔軟な支援プログラムの充実を図る。特に運動不足を意識し、医療と連携をとりながら個々にあった支援をしていく。また、作業力が付いてきた利用者に関しては、次なるステップを検討していく。 4 就労継続支援B型事業利用者が、自分に合った働き方を見つけ、継続できるよう地域の関連施設や企業との連携を強化する。 5 共同生活援助事業所の365日営業に向けて支権者の確保に努める。 6 相談支援事業・居宅介護事業が、地域福祉の拠点として多様なニーズに対応できるよう、各種機関との連携を強化する。 7 各事業に関わる全支援者を対象に、障害特性・介護・医療に対する知識・技術等のスキルアップを日指した施設内研修の充実を図る。 8 各事業連携の強化及び各会議時間・事務処理の軽減を徹底する。利用者の安全はもちろん、重要データの保護等も含めた職員の防犯・防災意識の向上に向け各所の点検を充実させる。

<p>べにしだの家</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者への権利用語意識の啓発と向上に継続的に努める。 2 利用者の障害特性及び多様化する心身状況に対応しうる支援スキルの向とに向けた内部研修及び他事業所への派遣研修の充実を図る。 3 将来を見通した生活環境、活動内容の改善及び交織体制について継続的に検討し可能なものは試行する。 4 植物栽培装置「おあしすくん」を活用した製品、利用者の活動内容、展開方法を具体化し、地域、他季某所、関係機関との関係づくりを推進する。 5 共同生活援助事業所は、安定的な運営と365日支援体制の構築を念頭に置きつつ、本体施設と連携しなから支援省の確保及び支援スキルの向上に努める。 6 あらくさ作業室は利用者の適性に応じた新たな活動の充実と共に、将来の事業展開について検討する、 7 相談支援事業は、地域福祉の拠点として関係機関と連携しつつ多様なニーズに対応する。 8 保護者会、自立をすすめる会、きょうだい会、蒼の会との連携を維持し、共同体としての営みを具体的に展開していく中で互助機能の強化を図る。
<p>れいんぼう ワークス</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者一人一人のニーズと権利擁護を意識した支援を個別支援計画に基づいて実施。 2 生活介護事業は判用者にとってわかりやすく安心した活動となるよう、作業環境の整備と作業の構造化等創意工夫を推進する。 3 生産活動、創作、運動など日中活動の提供のあり方を利用者の発達や個性に合わせて再検討する。 4 農作業においては作物の計画的生産及び販路拡大による増収を目指す。 5 スタッフの支援力向上、広い視野と知識習得のため、外部研修及び外部講師を招いての研修、事例検討会の実施。 6 共同生活援助事業所は毎週金合曜日泊まりの体制を整えるため帰省方法の検対等課題整理と更なる支援者の確保に努める。